

## 【立会人型電子契約サービス】利用規定

立会人型電子契約サービス利用規定は、みずほ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます）が契約する外部業者の立会人型電子契約サービス（弁護士ドットコム株式会社が運営するクラウドサイン、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社が運営するGMOサインを含みますがこれらに限らないものとし、以下「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際に、お客さまと当社との間で適用される条件を定めるものです。

### 第1条 本サービスの利用時の届出事項等

- (1) 本サービスをお客さまと当社との契約締結等に利用するにあたり、お客さまは本規定および本サービスを提供する外部業者が定める利用規約（以下、総称して「本規定等」といいます）の内容を承諾し、当社が求める場合には、当社所定の必要書類等を添付したうえで、当社所定の手続により、以下の事項を届け出るものとします。
  - ① 本サービスを用いて当社と契約締結等を行う権限を有する者（以下「契約締結権限者」といいます）および契約締結権限者を代行する者（以下「代行者」といいます）の氏名、電話番号およびメールアドレス
  - ② 実印
  - ③ 契約締結権限者および代行者情報の追加、変更その他の申し出にあたり実印以外の印章を用いる場合はその旨およびその印影
  - ④ その他当社所定の届出事項

### 第2条 契約等の成立

本サービスを用いて締結した契約その他の書面は、当該書面において別に定める場合を除き、契約締結当事者（仲介者、立会人等の立場で手続への関与を求められている者を含みます。）全員が本サービス所定の承認にかかる操作を完了した時点で成立するものとします。

### 第3条 本サービスの利用環境

- (1) お客さまが使用するパソコン、スマートフォン等の端末、ソフトウェアによっては、本サービスを利用することができない場合があります。お客さまは、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる端末およびソフトウェア等の取得・設置・管理等を行うとともに、電話料金、専用回線使用料等、一切の費用を負担するものとし、当社はこれらについて、一切の責任を負いません。
- (2) 本サービスは、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。

### 第4条 本人の意思に基づく取引

- (1) 契約締結権限者またはその代行者のメールアドレス等を用いて締結した契約は、お客さまに帰属するものとみなされます。
- (2) 本サービスの利用方法については、本規定等に従うものとし、これに違反したことにより当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとします。

### 第5条 端末、パスワード等の管理

- (1) 本サービスにおいて利用する端末、メールソフトのパスワード等については、お客さま自身の責任において厳重に管理し、第三者に一切開示しないものとします。
- (2) 本サービスにおいて利用する端末を紛失した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合は、直ちに利用停止等の手続を実施します。

### 第6条 セキュリティ対策

お客さまは、端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

### 第7条 免責事項

- (1) 本サービスの取扱いは、当社による本サービスの利用の中止、サービス内容の変更、その他の事由により予告なく終了等することがあります。
- (2) 本サービスの利用または本サービスの全部もしくは一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害（メールアドレス、電話番号等の不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故を含みますがこれらに限られません。）について、当社は一切の責任を負いません。

- (3) お客様が提出した書面等に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- (4) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示を求められている場合（当局検査を含みます）、当社はお客さまの承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 本サービスを利用したことによる損害は、当社に重大な過失がある場合を除きお客さまが一切の責任を負うものとし、なお、当社に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、お客さまに通常生じる直接の損害に限るものとし、

#### 第8条 届出事項の変更等

- (1) 届出の印章を紛失した場合、お客さまは直ちに当社所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- (2) お客さまは、届出事項を追加、変更または削除（以下「変更等」といいます）する場合は、当社所定の手続によりその旨を当社に届け出るものとします。
- (3) 届出事項の変更等は、当社所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。
- (4) 届出事項は、別に届出のない限り、代表者の変更によって当然に変更されるものではありません。
- (5) 本条に定める届出を怠ったことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第9条 届出連絡先への通知

- (1) 当社はお客さまに対し、利用内容等について通知、照会または確認を行うことがあります。その場合、お客さまが予め当社に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- (2) 当社が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第10条 利用停止

- (1) お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当社はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
  - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
  - ② お客さまの財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 前三号のほか、お客さまの信用情報に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
  - ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
  - ⑥ 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑦ お客さまが不正な取引を行ったと当社が判断した場合
  - ⑧ お客さまが法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当社が判断した場合
  - ⑨ 本規定、その他お客さまが当社との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当社が解約を必要と判断する事由が生じた場合
  - ⑩ 前号に定めるほか、当社が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
- (2) 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合、これにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第11条 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

